

伊勢原協同病院 院内感染対策指針

作成 2007 年 4 月 1 日

改訂 2008 年 1 月 31 日

改訂 2008 年 11 月 1 日

改訂 2011 年 10 月 1 日

改訂 2020 年 1 月 27 日

改訂 2023 年 1 月 23 日

改訂 2023 年 8 月 14 日

第1条 院内感染対策に関する基本的考え方

院内感染対策の防止に留意し、感染等発生した際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。患者と医療従事者を感染から守るため、標準予防策に基づいた医療行為を実践する。併せて感染経路別予防策を実践する。

院内感染防止対策活動の必要性、重要性を全職員が把握し、指針に則った医療が提供できるように、本指針を作成するものである。

第2条 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本事項

- (1) 院長を委員長とし、各専門職代表を構成員として組織する院内感染対策委員会（以下、委員会）を設け、毎月 1 回定期的に会議を行う。緊急時には、臨時会議を開催する。委員長不在の場合は、委員長から指名を受けている者がその職務を代行する。委員会は感染制御チーム（Infection Control Team : ICT）の活動を支援するとともに、対策を要する事案の解決のため方策を策定する。なお、本委員会事務局は感染対策室に置く。
- (2) 委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
 - ① 院内感染対策指針及びマニュアルの作成、見直し
 - ② 院内感染の調査・研究・予防対策等の立案にかかわる事項
 - ③ 院内感染発生時及び発生が疑われる際の患者への対応等取り扱いに関する事項
 - ④ 異常な感染症が発生した場合の速やかな発生原因の究明。改善策の立案、実施のための全職員への周知徹底
 - ⑤ 立案された改善策の実施状況の必要に応じての調査・見直し実施事項
 - ⑥ 院内感染防止のための職員教育・指導に関する事項
 - ⑦ 院内感染防止のための情報の収集と必要部門への伝達に関する事項
 - ⑧ 抗菌薬、消毒薬の使用基準等に関する事項
 - ⑨ 職員の健康管理と免疫確保に関する事項
 - ⑩ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
 - ⑪ その他、院内感染予防に関する事項
- (3) 委員は、職種・職位にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 下記に掲げる者を診断したときには、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律」により、直ちに保健福祉事務所所長を通じて県知事へ届け出る。

- ① 一類感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む）：直ちに届ける
- ② 二類感染症患者、無症状病原体保有者：直ちに届ける
- ③ 三類感染症患者、無症状病原体保有者：直ちに届ける
- ④ 四類感染症患者、無症状病原体保有者：直ちに届ける
- ⑤ 新感染症にかかっていると疑われる者：直ちに届ける
- ⑥ 五類感染症患者（全数把握）：7日以内に届ける
但し、麻しん・風しん・侵襲性髄膜炎菌感染症は直ちに届ける

第3条 院内感染対策のための職員研修に関する基本的方針

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、入職時の研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

第4条 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) MRSA等の感染を防止するため「MRSA週報」「院内感染監視週報」を作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染対策委員会で再検討等して活用する。
- (2) 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。臨時会議を開催し、速やかに発生の原因を追究し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (3) 特定感染症が集団発生した場合は、神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センターへの連絡、外部機関等との連携を取って対応する。

第5条 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染の発生動向の監視（サーベイランス）を実施し、動向の分析のに基づき、対策を立案し、改善のための方策を実施する。院内感染発生時の対応手順を明確化し、文章として「院内感染防止マニュアル」に記述し、院内感染発生時には迅速に対応できるようにする。

第6条 患者に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

「院内感染対策の指針」は、当院ホームページに公開する。

第7条 その他の医療機関内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

- (1) 「院内感染防止マニュアル」を整備し、定期的な見直しを行い感染対策の推進を図る。
- (2) 感染対策向上加算1及び2の医療機関と連携して、地域社会の感染制御に寄与する。